予防接種法の改正によりい 「麻しん、風しん」の予防接種の 受け方が変わります。

現在は、生後12月から90月の間に、麻しんワクチンと風しんワクチンを一度ずつ接種するという制度です が、2006年(平成18年)4月からは乾燥弱毒性麻しん風しん混合ワクチン(MR混合ワクチンと呼ばれて います)を使用することで、麻しんと風しんの予防接種は一度で済むようになります。さらに「麻しん、風し ん」の予防接種は混合ワクチンによる2回接種(下記の2期)になります。尚、2006年(平成18年)4月1 日以降、定期の予防接種としては、MR混合ワクチンのみとなり、現在使用されている麻しんワクチン及び 風しんワクチンに関しては、定期の予防接種(予防接種法に位置づけられている接種)では使用されないよ うになりますが、かかりつけ医と御相談の上、保護者の希望により、任意で接種を受けることは可能です。

2006年(平成18年)4月1日以降の 「麻しん、風しん」の予防接種の対象者

【第1期】生後12月から生後24月に至るまでの間にある者 【第2期】小学校就学前の1年間にある者



上記2回接種へと変更になりますので、7歳未満のお子さんはお誕生日をご確認下さい。

- ●1998年(平成10年)10月2日生まれから、2004年(平成16年)4月1日生まれまで 麻しん、風しんの予防接種をそれぞれ受けていない方は、2006年(平成18年)3月31日までに、 どちらも接種を済ませましょう。
- ●2004年(平成16年)4月2日生まれから、2005年(平成17年)4月1日生まれまで 麻しん、風しんの予防接種をそれぞれ受けていない方は、2006年(平成18年)3月31日までに、 どちらも接種を済ませましょう。

なお、どちらも受けておらず、かつ、どちらも患ったことがない場合には、2006年(平成18年)4月 1日以降、2歳の誕生日を迎える前日まで、新制度による「麻しん風しん混合ワクチン」を接種するこ とも出来ますが、感染する前に接種をしていただくことが大切ですので、早期に接種しましょう。

●2005年(平成17年)4月2日生まれ以降

2006年(平成18年)4月1日以降の新制度による「麻しん風しん混合ワクチン」の接種を受けて 下さい。1歳になったらなるべく早く受けましょう。

※詳細については、かかりつけ医またはお住まいの市町村におたずねください。